# HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ

タイトル	ドイツの労働組合と原発					
著者	本田, 宏; HONDA, Hiroshi					
引用	開発論集(98): 11-34					
発行日	2016-09-30					

## ドイツの労働組合と原発

### 本 田 宏\*

#### 目 次

- 1. ドイツの労働組合と原発
- 2. 原発立地紛争をめぐる労働内対立
- 3. 原子力労働問題への取り組み
- (1) 再処理工場の労働条件
- (2) 保安措置の強化
- (3) 派遣労働
- 4. 脱原発への転換
- 5. 労組の転換の条件

文献

#### 1. ドイツの労働組合と原発

西欧では、1970年代後半から台頭してきた環境保護や反原発、中距離核配備反対、フェミニ ズムなどをテーマとする社会運動が、「新しい社会運動 |という概念で捉えられてきた。特にド イツにおいては1980年代末までの時代状況の中で,「古い社会運動」の典型とされた労働運動 との対比が強調された。その背景には、1960年代末の学生運動から受け継がれた親世代への反 発や、具体的な抗議運動における衝突の経験、および既成の政党・政府への失望といった要因 が指摘できる。しかしこうした新旧の二項対立的な分類は、特に1990年代末の反グローバリズ ムの運動の登場以降、見直されてきている。そこで例えば原発問題に関して、労組が果たした 役割を再検討してみる必要がある。ドイツの労働組合は、もっぱら企業ごとの雇用の維持に関 心を限定した「ビジネス組合」ではなく、幅広い社会問題の解決にも関心を持つ「社会的組合」 の性格を持つ。このような性格の組合は、原発批判のような新しい要求が社会の中に台頭して きたとき、雇用維持論とのジレンマに立たされやすく、これをどのような形で昇華するのかが 問われる。本稿では、ドイツの労組が原発問題をどのように議論し、最終的に脱原発路線に転 換したのか、またその過程で政治とどのような関係をもったのかを検討したい。ここでは自ら 金属産業労組の活動家として反原発運動にも参加したモーア (Mohr 2001) による包括的な記 述と、意思決定の場である労組の大会における原発問題の議論に関するヤーン(Jahn 1993)の 研究に主に依拠する。

最初に労働団体の編成の特徴に触れておきたい。組織労働者の8割を束ねるドイツ労働総同

<sup>\* (</sup>ほんだ ひろし) 開発研究所研究員, 北海学園大学法学部教授

盟 (DGB) の組織は連邦、州、郡の 3 レベルで構成される。連邦では連邦大会(約 4 年に 1 度の最高決定機関),連邦執行部(大会間の決定機関。会長と 2 名の副会長を含む常任の 9 名と 17 構成組合の委員長),連邦執行評議会(構成組合の代表 100 名と連邦執行委員 26 名,および州支部長 9 名の合計 135 名),会計監査委員会がある。 9 つの州支部は,1 つまたは複数の行政上の州に対応して構成されている。例えば 1985 年時点ではハンブルク,シュレースヴィヒ・ホルシュタイン,およびブレーメンの北部 3 州が「ノルトマーク」支部を構成していたが,東西ドイツ統一を経た 2016 年現在ではブレーメンの代わりにメクレンブルク・フォアポメルン州を加えた 3 州の組合が「北支部」を構成している。州支部の下には幾つかの郡支部がある。州支部執行委員は連邦執行部によって,また郡支部執行委員は州支部執行部によって承認されなければならないという意味では中央集権的な面もあるが(堀田 1986: 210),地方組織や青年部は比較的自律している。DGB は,1978 年になって加盟した警察労組を含め,17 の産業別組合から構成されていたが,徐々に統合に向かい,2011 年現在では 8 となり,もはや単一産業の組織とはいえなくなっている。産業別組織の中では金属産業労組(IGM)が最大の組合で,DGB 組合員全体の約 30%,次いで公務運輸交通労組(ÖTV)が 15%を占め,これに化学窯業製紙業労組(IGCPK)を加えた三大産業別組合が DGB の方針に強い影響力を持っていた。

労使の関係も幾つかの特徴を持つ。第一に、政府は労使交渉の自主性(Tarifautonomie)を尊重し、積極的な仲介役を務めない。第二に、団体交渉には DGB 自らではなく、むしろ産業別や州支部の組織が主導する。使用者側も、ドイツ経営者団体連盟(BDA)は団体交渉に直接参加しない。交渉結果は通常、団体協約となる。ほとんどの協約は組合加盟の有無にかかわらず、特定部門の全労働者に適用される。事業所レベルでは組合ではなく従業員代表委員会(Betriebsrat)が使用者と交渉を行う。

第三に、企業経営における労使の共同決定がある。ドイツには産業民主主義を導入しようとする長い伝統が存在する。第一次世界大戦下の1916年の法律で戦時経済にとって重要な産業に初めて導入され、ヴァイマル憲法下の1920年に労働者の共同決定権が法律上規定された。しかしナチス政権下で同法は廃止されたため、第二次世界大戦後に結成されたDGBの闘争課題の重点の一つは共同決定権の回復に置かれた。なお、ドイツ企業は二層の役員会構造を持つ。企業経営上の大半の意思決定を下すのは執行役会(Vorstand)である。これに対し、より戦略的な意思決定は監督役会(Aufsichtsrat)が行うが、一般に年4回程度しか開催されない。DGBの取り組みが実り、共同決定に関しては以下の法律が順次制定された(堀田1986:214;フュルステンベルク2000:267-270、273-275)(1)。

- (1) 1951 年モンタン共同決定法は、石炭・鉄鋼業の 1000 人以上規模企業の監督役会に完全なパリティ(労使同数の役員構成)を義務づけ、また監督役会が選出する執行役会に労働者重役を正規構成員として初めて導入した。労働者重役には、通常は監督役会における従業員代表の意向をくみ、(組合役員ではないが) ベテランの労働組合員が選ばれる。
  - (2) 1952 年企業組織法は、5人以上規模の全事業所が監督役会の3分の1に労働者側代表を

任命すべきことを規定するとともに、従業員代表委員会の法律上の権利を拡大した。当該企業の全従業員の選挙で選ばれる委員は大半が組合の推薦を受けており、自ら組合役員を兼ねているか、組合役員と密接に協力する。また組合役員は多くの企業で従業員代表委員会の会議や職場集会に適宜参加している。

- (3) 1972 年従業員代表委員会法は従業員代表委員会の同意権を以下の事項に認めた。すなわち労働規範,毎日の労働時間・休息,一時的な短時間勤務・超過勤務,賃率決定,給与体系,提案制度,休日設定,労働者の仕事ぶりの監督,安全規程,企業内福利厚生,社宅管理である。
  - (4) 1974 年職員代表法は公共サービス・公営企業における職員協議会の選挙を規定した。
- (5) 1976 年の拡大共同決定法は、全産業の従業員 2000 人以上の企業の監督役会にも労使同数の役員構成を規定し、執行役会に1名は労働者側代表を任命すべきことを規定した。

伝統的にドイツの組合は、北米とは異なり、自らを単なる「ビジネス組合」とは考えず、常により広い社会におけるより大きな問題の解決を目指してきた。組合の大部分は、改革の計画・実現は意思決定過程への参加によってのみ可能だと考えている。他方で経営者側も共同決定制度が争議を防ぎ、雇用関係を管理する効果的方法になることを確信するようになった(フュルステンベルク 2000:277-278)。

表:ドイツの労働組合(2)

1987 年				2011 年		
組合名	組合員数	比率	組織率	組 合 名	組合員数	比率
金属産業労組 (IGM)	2,609,247	33.6	45.0	金属産業労組 (IGM)	2,245,760	36.5
木材合成樹脂労組 (GHK)	143,139	1.8	<b>*</b> 52.0			
繊維衣料労組 (GTB)	254,417	3.3	*50.0			
化学製紙窯業労組 (IGCPK)	655,776	8.5	49.6	鉱山化学エネルギー労組(IGBCE)	672,195	10.9
鉱山エネルギー労組 (IGBE)	347,528	4.5	92.1			
皮革労組 (GL)	47,659	0.6	54.1			
建設土石材産業労組 (IGBSE)	475,575	6.1	36.0	建設農業環境労組 (IGBAU)	305,775	5
造園農林労組 (GGLF)	43,253	0.6	*30.0			
ドイツ鉄道労組(GdED)	340,095	4.4	80.0	鉄道交通労組 (EVG)	220,704	3.6
教育学術労組 (GEW)	188,861	2.4	*30.0	教育学術労組 (GEW)	263,129	4.3
食品嗜好品飲食業労組 (GNGG)	267,555	3.4	*40.1	食品嗜好品飲食業労組 (GNGG)	205,637	3.3
警察労組 (GdP)	158,888	2.0	<b>*</b> 75.0	警察労組 (GdP)	171,709	2.8
公務運輸交通労組 (ÖTV)	1,202,629	15.5	30.0	合同サービス産業労組(ver.di)	2,070,990	33.6
郵便労組 (DPG)	463,757	6.0	<b>*</b> 73.0			
商業銀行保険労組 (HBV)	385,166	5.0	10.0			
出版印刷業労組 (IGD)	145,054	1.9	*52.8			
芸術文化メディア労組	28,440	0.4	67.8			
ドイツ職員組合 (DAG)	494,126		4.8			
ドイツ労働総同盟 (DGB) 計	7,757,039	100	34.2	ドイツ労働総同盟 (DGB) 計	6,155,899	100
ドイツ官吏同盟 (DBB)	785,536		*17.0	(2011年)	1,265,720	
キリスト教労組同盟 (CGB)	307,529		*1.4	(2009年)	280,000	

次に、各産業別組織の原子力に対する利害関係に触れておこう。原発製造企業ジーメンスの労働者も組織する金属産業労組(IGM)や、大半の原発の運転員を組織していた現業公務員の労組、公務運輸交通労組(ÖTV)、石炭産業の労働者やその退職者の加盟する鉱業エネルギー産業労組(IGBE)、および核燃料加工部門の労働者が加盟していた化学窯業製紙業労組(IGCPK)の4つが1990年代半ばまでの主要な原子力関係労組である。このほか建設土石材産業労組(IGBSE)も原発建設工事に利害関係をもっていた。

#### 2. 原発立地紛争をめぐる労働内対立

DGB と傘下の労組は SPD (社会民主党) ともに、1950 年代に反核平和運動に関与し、原子力の軍事利用には反対したが、民生利用は肯定していた。1956 年 1 月、連邦原子力問題省の諮問機関として原子力委員会が発足すると、後に DGB 議長 (1962 年 10 月~1969 年 5 月) となるローゼンベルク (Ludwig Rosenberg) が委員に選ばれた(Radkau 1983:424-432)。しかし 5つの専門委員会のうち、彼が 1964 年まで委員長を務めた第 4 専門委員会「放射線防護」は、1958年初頭から 1960 年末まで一度も召集されず、放射線防護令の草案作成にも参加しなかった。原子力委員会 25 名のうち、DGB には 1 名の割り当てしかなかった(8 名は科学界、13 人は民間企業)(Radkau and Hahn 2013:104-105)。

労組の専門家は放射線のリスクや,原子力産業に伴う雇用合理化の恐れを指摘していたが,労組内の原子力への関心は低く,原子力から漠然と進歩を連想していた。労組の大会で最も早く原子力を議題に載せた ÖTV の 1972 年の大会は,原子力の利点のみを強調する動議を採択し,1976 年 6 月の大会でも原子力を肯定する動議が採択された(Jahn 1993:253-254)。ÖTVは,医療・福祉従事者やゴミ収集人,消防士,発電所労働者までを含む不均質な職業集団を抱えていた。歴史的経緯から IGM の組織管轄下にあったハンブルク電力(HEW)の二つの原発(ブルンズビュッテル,クリュムメル)を除き,原発の全従業員や原子力研究センターの職員は ÖTV に組織されていた。公営・混合経営のエネルギー業界(特に電力,ガス,温水熱)被用者が ÖTV に占める割合は 1970~80 年代に 8~10%程度だったが,組合費収入に占める割合は30%程度と高く,無視できない影響力を持っていた。ÖTV 内で彼らを組織していた「エネルギー・水産業部」には1972 年から原発専門部会が置かれ,西ドイツの原子力施設の全事業所の従業員代表を年に数回集め,職場に特有の問題を協議したほか,連邦内務省 BMI (1986 年以降は連邦環境省 BMU)の原子炉安全・放射線防護担当部局が指針を作成する際の協議の相手となった(Mohr 2001:37-39)。

労組内での原子力批判の表面化は1976年秋から激化したブロックドルフ原発立地紛争がきっかけである。反ナチ抵抗運動の経験を持つユダヤ系ジャーナリスト、ロベルト・ユンクのルポ『原子力帝国』(Junck 1977)が、原子力施設での労働者や科学者への監視強化、大量の下請け労働者による被曝労働、軍事利用の不可避的拡散の可能性を論じたことも、労組内の議論

に影響を及ぼした。特に警察との衝突が起きた 1976 年 11 月のデモ直後, 反対派住民団体 BUU に連帯する労組員の声明が出され, IGBE 傘下のザール炭鉱労働者や従業員代表委員のほか, GEW (学術教育労組) と ÖTV などの加盟組合が名を連ねた。

他方で11月5日,西ドイツ初の原発推進デモがブロックドルフ原発予定地周辺で行われ、北ドイツの複数の原発の従業員1000人が参加した。主催は北西ドイツ発電(NWK)の全社従業員代表委員会で、同社の監督役会の被用者代表はÖTVの支部長だった。また11月16日には、ライン川沿いのミュルハイム(ラインラント・プファルツ州)でKWU(西ドイツの原発の大半を製造したジーメンス子会社)の事業所の従業員5000人が、原子力推進デモを行った(Mohr 2001:49、51-53)。初の原子力推進デモの直後、KWUの全社従業員代表委員たちは、ヘルムート・シュミット首相の選挙戦スタッフのPR専門家として働いたシャラー(Alfred Schaller)とともに、「従業員代表委員・エネルギー行動会議」(Aktionskreis Energie der Betriebsräte、AKE)を結成していた。この団体にはエネルギー産業の350事業所の従業員代表委員が参加し、150万人の雇用者を代表していた。これは元々、親産業界の市民団体をつくるというFDP所属の連邦内務省環境政策担当次官ハルトコップ(Günter Hartkopf)の発案から来ていた。1977年2月の第3回ブロックドルフ・デモの直前にはAKE主導で原子力拡大を求める3万人の署名が集められ、KWU全社従業員代表委員会長が連邦首相に手渡した(Mohr 2001:73)。

1976 年秋から 1977 年にかけ、各単産では原子力をめぐる議論が活発に行われた。IGBE は 1976 年 11 月末の大会で、石炭との共存への期待から、原子力推進姿勢を明確化した。また警察 労組(GdP)は、そのハンブルクやシュレースヴィヒ・ホルシュタイン、およびニーダーザクセンの各州支部が、反原発運動を敵視する声明を出す一方、GdP の議長は「警察が再び抑圧的なイメージを高めてしまうこと」を恐れ、「原発建設について思考・熟考するための休止期間」の設定を提案している。IGCPK は 1977 年 3 月の中央執行部と付属委員会(Beirat)で原子力について議論し、経済成長と完全雇用、およびエネルギー供給の連関と、ドイツ産業の国際競争力維持を理由に原子力推進を正当化する声明を採択した。

IGM ではその機関紙『メタル』が、原発や核廃棄物、雇用の問題に関する多数の特集を組み、電機産業や発電所の従業員代表委員や IGM の職場委員、反原発活動家、市民団体代表に至る幅広い立場の意見を紙面に反映させたほか、エネルギーをまかなうために原子力が必要としながらも警察の行動や環境への影響に批判的な編集委員の論説を掲載した。すでに多くの IGM 組合員が反原発運動に参加していた(Mohr 2001:54-58)。

労組内での論争を受け、DGBの連邦執行部は1977年1月末、最初の公式見解を表明し、原子力の全般的な放棄は現在のところ不可能としながらも、その利用は大きな技術的・政治的・社会的リスクを伴うため、無条件の拡大は正当化できないとした(Mohr 2001:59)。また「原子力利用の条件」について、「再処理施設の建設が認可されるまで、原発新設は認可されるべきでない。原発の運転は、核廃棄物処理問題が解決される場合にのみ、認可されるべきである」とした。このほかにDGBは、派遣労働者の被曝の規制や放射線防護責任者の配置、放射線監視

技術や被曝線量計測方法の改善を主張するとともに,原発事故の原因となりうる人間的要因への配慮を求めた。この慎重姿勢を踏襲して,DGB連邦執行部は1977年4月5日に「原子力と環境保護」と題する方針を決定し,建設中原発の工事続行を求める一方,「再処理施設の建設認可が出されるまでは,新規の原発の建設許可は出すべきでない」との限定をつけた。

1977年9月半ばにデュッセルドルフで開催された IGM 大会では原子力を主要争点とした8つの動議のうち、半数が原子力に否定的だった。IGM の青年委員会の動議は、原子力が市民権と民主制を脅かすことを強調し、雇用と安全を比較衡量した上で原子力を危険すぎるとした。これに対し、KWUミュルハイム事業所の地元支部の動議は、エネルギー需要・経済成長・雇用の相関を仮定する立場にたって、原子力を正当化した(Jahn 2001:246)。最終的に採択された執行部提案の決議は、原子力全般の放棄は現在不可能としながら、「様々な問題が残されているため、原発システムの無条件の拡大を性急に求めることは正当化しがたい」とし、DGBの4月の決議を踏襲した(Mohr 2001:76)。

1977年9月29日,インターアトム社 (ジーメンス系の高速増殖炉建設出資会社) 従業員による原子力推進デモがボンで AKE の主催により行われ,1万人以上が参加した。また10月12日にはドルトムントで「原子力問題でシュミット首相を応援しよう」という趣旨の従業員代表委員の会議が VEW (合同ヴェストファーレン電力) の全社従業員代表委員会長の主催で開かれ,建設産業や発電所製造,金属生産・加工,およびエネルギー供給企業など140社から1000人の委員が参加した(Mohr 2001:77,80)。

11月10日,ドルトムントのスタジアムに約4万人の参加者を集めた原子力推進集会が行われた。集会は,ボンのデモと同様,企業側と従業員代表委員の緊密な協力の下に行われ,当日の仕事は免除され,その分の手当てや旅費・食費も会社側から支払われ,車やバス,特別列車が手配された。にもかかわらず DGB は分裂を恐れ,集会実施費用の一部負担を決定し,関係する5大労組(IGBE,IGCPK,IGM,IGBSE,ÖTV)と DGB 副議長プファイファー(Alois Pfeiffer)が集会に参加した(Mohr 2001:82-83,86)。

AKE が組織した圧力が功を奏し、集会二日前の 1977 年 11 月 8 日、DGB 連邦執行部は、総合処理センター(ニーダーザクセン州ゴアレーベンに、再処理工場を中心に核廃棄物関連施設を集中)の建設認可をできるだけ速やかに出すことを求める決議を行った。一方、11 月 15 日から 19 日にかけてハンブルクで開かれた SPD の党大会は、見解の相違を反映して玉虫色の決議を採択した(Hatch 1986:94)。

反原発派も 1977 年 2 月 19 日のブロックドルフ・デモをきっかけに組織化を始める。反ナチ抵抗運動のために強制収容所に送られ、戦後は東ベルリンで投獄された経験を持つ労組員、ハインツ・ブラント(Heinz Brandt)がデモに参加し、原子力労使癒着を意味する Atomfilz という言葉で「原子力産業の経営者と癒着しながら高い給料をもらっている労働官僚」を攻撃した。この演説の数日後、IGM の西ベルリン支局執行部は「労組に敵対的な行動」を理由にブラントの除名手続きを申請した。これに反対する声明に署名が集められ、主に IGM や出版印刷業

労組 (IGD), GEW, さらに ÖTV から一万人の労組員が署名し, 前首相ヴィリー・ブラントも 支持した結果, 彼は除名を免れた (Mohr 2001:65-66)。

ハインツ・ブラントや 1978 年まで機関紙『メタル』編集長だったモネッタ(Jakob Monetta)を中心とする労組員たちの呼びかけに応じて、1978 年 3 月、IGM や ÖTV を中心とする 85 名の労組員がフランクフルトで、「原子力に抗する労組員」の副題を冠した「生活行動部会」(Aktionskreis Leben, AKL)を結成した。1982 年までに約 40 都市に AKL が結成され、数百人の労組員が参加したと推定される(Mohr 2001:137–141)。

一方,DGB や主要労組は,原子力推進派に圧倒されて組織内意思決定への統制力を失ったことを反省した。そこでÖTV と IGM,また 1982 年からは IGBE と IGCPK も加わって,労組所属専門家の諮問機関を設置したほか,AKE を労組周辺から排除しようとした。IGM は 1978 年2月,組織内意見形成のため,150人の労組員の参加するエネルギー会議を開き,企業の支援を受けた AKE の行動を批判したほか,西ドイツの労組の会合で初めて原発派遣労働者問題を取り上げた。IGM はさらに 1979年10月,執行部にエネルギー懇談会 (Gesprächkreis Energie)を設置し,利害関係者を IGM の意見形成過程に統合しようとした。同様の発想で IGM はすでに前年,「防衛技術企業労働者部会」を解散させ,代わりに IGM 執行部に「防衛技術と雇用」懇談会を設置していた(Mohr 2001: 110-116)。

また DGB は、1978年5月の大会で初めて原子力を議題にのせ、意思決定をした。提出された動議では原子力推進と反対が半ばした。反対動議は青年部、DPG、およびバーデン・ヴュルテンベルク州支部から出された。これに対し、ÖTV からの動議は、核廃棄物の最終処分は解決済みとし、再処理工場の建設を速やかに進めることを要求した。DGB 執行部が提案し、採用された動議は両者に配慮し(Jahn 1993:243)、エネルギー供給と雇用の関係を強調し、原子力の利用は「不可避」で安定供給の「利点もある」とした一方で、核廃棄物処理の解決なき原子力の積極拡大には慎重な態度をとった。大会討論では DGB 議長フェター (Heinz Oskar Vetter)が、従業員代表委員は企業エゴのメッセンジャーになってはならないと述べた(Mohr 2001:108、112)。

その後、『シュピーゲル』誌 1978 年 12 月 18 日号は、AKE 事務局長シャラーの運営する「環境保護協会」などの原子力推進市民団体が業界からの資金提供を受けていたと報じた。シャラーは有力な SPD 党員とのコネを利用して、連邦研究技術省 (BMFT) からも 50 万 DM に及ぶ研究委託を受けていた。批判をかわすため、AKE 事務局長は 1980 年 2 月、社団法人エネルギー行動会議 (Aktionskreis Energie e.V.) に組織替えをした。AKE の執行部は部会として「省庁」「政党」「労組」「学界」「広報活動」を設置し、またエネルギー供給企業の広報部長との会合も組織した。AKE の会報(Aktionsreport)は 1980 年 8 月に配布先として 500 事業所の 4000 人の従業員代表委員、DGB の組織と関係 5 大単産(IGM、IGBE、IGBSE、IGCPK、ÖTV)の支部、DAG(ドイツ職員労組)、全政党(CDU・CSU、FDP、SPD)とその連邦・州の議員、連邦・州の省庁の広報部、500 企業の経営陣、AKE の 80 人の広報担当部長を挙げていた。この

時点で AKE は,1000 人以上の通常会員と 6 万人の特別会員を有しており,その中には 50 人の 連邦議会議員や,エネルギー企業の多数の経営者が含まれていた (Mohr 2001:115, 117)<sup>(3)</sup>。

1979年5月,連邦議会に「将来の原子力政策」に関する特別調査委員会が発足すると,DGB は連邦執行委員プファイファーを送り込み,放射線防護対策とともに,様々な原子力技術諮問機関における労組の参加の拡大を求めた。その結果,調査委員会の多数意見は,KTA(核技術委員会)でわずか1名だった労組代表の増員を政府に求めることになった。このほか調査委員会は,原子力施設やその製造企業における従業員への厳しい管理・監視の事実を確認し,その法的根拠を企業組織法と両立させることを勧告した。ÖTVを始めとする労組内では,政府が原子力推進に幅広い合意を得るには計画段階から被用者や労組が共同決定に参画する必要があると主張することで,エネルギー産業に企業横断的な共同決定を拡大させようという意図があった(Mohr 2001:144, 153)。

#### 3. 原子力労働問題への取り組み

労組は、当初は雇用とエネルギー政策の接点として原子力問題を捉えていたが、やがて原発 労働の問題に向き合うようになった。1980年代前半までに浮上したのは、使用済み核燃料の再 処理工場の労働条件、原子力施設における保安措置および派遣労働の問題だった。

#### (1) 再処理工場の労働条件

ユンクの『原子力帝国』に再録されることになるフランスのラ・アーグ再処理工場のルポは、フランス労働総同盟(CFDT)の報告に依拠して書かれ、最初に「シュテルン」誌に発表された(4)。そこでは劣悪な放射線管理や環境汚染、被曝労働の大半を押しつけられる派遣労働者の不十分な保護、労働者の権利の制限、および職場への警察国家的な監視という実態に光を当て、大きな反響を呼んだ。このため連邦研究技術省(BMFT)の企画により、DGBニーダーザクセン州支部の22人から成る視察団が、1978年11月13~15日にラ・アーグ再処理工場を訪問した。ところが訪問団は、CFDTとの会合を許可されなかったばかりか、放射能漏れ事故に遭遇した。この後、DGB同州支部は1978年11月30日から12月2日にかけ、BMFTとの共催で、再処理と最終処分に関する「労組特別会議」をハノーファーで開き、ドイツで計画される再処理工場では「安全が優先されねば(ならない)。ラ・アーグのような『フランス的状況』は甘受できない」とし、「従業員代表委員と労組に全ての安全問題について無制限の共同決定権が認められる」必要があり、「再処理工場の排出・汚染管理は市民にいつでも公開されなければならない」との見解を出した。また SPD 所属の大臣ハウフ(Volker Hauff)は、再処理工場の労働条件を徹底調査する必要を認めた(Mohr 2001:120-121)

この調査計画は連邦の政権交代を生き延び、ヘルムート・コール首相の保守連立(CDU・CSU・FDP)政権下で1983年から実施されることになった。これは原子力施設に関するものと

してはボーア研究(後述)に次ぐ規模の労働条件調査となり、BMFTの予算に基づき、DGBに指揮が委ねられた。並行してDGBの労働保護専門家ガブリエル(Heinz-Werner Gabriel)は1980年代初め、再処理や核燃料製造のための施設(なかでも英国のセラフィールドとドーンレイ、ベルギーのモル、フランスのマルクール、カダラッシュ、およびラ・アーグ、ドイツのカールスルーエとハーナウ)を訪問している。彼は特にカールスルーエの実験用再処理施設(WAK)の従業員が強調した「施設防衛の無差別的措置(人員監視、窓の格子、鉄条網)」の弊害を記録していた。こうした経験からガブリエルが調査の共同統括者となった。調査はDGBや単産、従業員代表委員、DWK(電力業界出資のドイツ再処理有限会社)、およびWAKの協議によって計画され、科学技術、医学・心理学、社会・行政・法、および経済・政治的枠組みの4つの研究班で構成された。調査の焦点はWAKだったが、シュターデやブルンズビュッテルの両原発でも放射線測定が実施された。労働保護と保安・施設防衛措置(5)の齟齬も調査対象となった。原子力産業側も諸外国と比べて異例なほど積極的に協力した(Mohr 2001:179-181)。

調査の最終報告書は 1986 年 12 月に完成し、1987 年 3 月末に刊行された。その最も重要な成果は、労働者の放射線被曝の一部が測定器の不備により、測定できていないことを初めて公式に証明したことにある。調査をまかされたマールブルク大学の原子力医学者クーニ(Horst Kuni)教授と助手ブルーメ(Anna Blume)の指揮するチームが低線量被曝のリスクを重視したのに対し、WAK の代表はそれを否定し、両論併記となった(Mohr 2001: 192、196-197)。

#### (2) 保安措置の強化

1970年代半ばから,原子力開発利用を行う国々の間で,核物質防護措置が強化され始めた。これは不法行為者による核物質の入手を物理的手段で防止すること(フィジカル・プロテクション)を指すが,現実には原子力施設の労働者や研究員への監視体制の強化を意味した。このためユンクの『原子力帝国』は核物質防護や原子力事故の「人間的要因」の管理を理由にした思想調査や人権侵害,警察国家化の危険を警告し,大きな論議を呼んだ。

こうした包括的な保安措置の導入に対して、DGB や ÖTV のレベルでは、省庁が労組との協議を経ずに決めることへの不満があった。例えば連邦内務省(BMI)が州の関係当局とともに設置した専門家委員会は1977年2月、「原子力施設の保安(Sicherung)」と題する委員会報告書を作成し、その内容に沿って原子力施設運転への「第三者」の干渉阻止のための包括的な監視・保安措置が導入されることになったが、従業員代表委員や労組は協議対象から外されていた。このためÖTV の要求により、BMI の所管部局との恒常的接触が行われるようになった(Mohr 2001:122-123)。例えば1985年9月半ば、DGBとÖTV、および連邦内務省の代表者がボンで会合を行い、原子力施設従業員の身元審査(Sicherheitsüberprüfungen)や「原子力施設における保安措置の実務上の取り扱い」について協議している(Mohr 2001:174)。

一方,従業員代表委員たちは職場での過剰な保安措置を具体的に批判した。ユーリッヒ原子力研究所(KFA)の事例が典型的である。1979年9月,KFAの広大な敷地に多数の塀や壁,

その他の保安措置を導入し、警備員を200人に大幅に増員し、その一部を拳銃で武装させるというノルトライン・ヴェストファーレン州労働保健省の保安命令に対し、「自由で平和的な研究の精神を我々の施設において決定的に侵害する」という趣旨の抗議の署名が起草され、KFA 従業員団約1700名の半数以上が賛同した。しかし1979年12月12日、ユーリッヒKFAを訪問したファールトマン(Friedhelm Fahrtmann)州労働相は、約1600人が参加した集会の場で、保安措置が実施できないなら施設の閉鎖も選択肢だと明言し、企業組織法に基づく共同決定権は官庁の命令下で機密保持義務による制限を受けると述べた(Mohr 2001:125-128)。

批判の抑圧はジーメンス系企業ですでに日常化していた。例えば KWU のエアランゲン事業所では 1979 年,求職者が労働契約を結ぶ際,会社の製品の阻止や会社の存在基盤を脅かす目的の政党や組織への所属は容認されないという付属書への署名を義務づけた。ミュルハイムのKWU の従業員代表委員会は 1979 年末,原子力に批判的な発言をした IGM の職場委員の無期限解雇を容認し,フランクフルトの IGM 中央執行部と対立した (Mohr 2001:130-131)。またKWU の子会社,インターアトム社の 1800 人の従業員の中でただ一人,高速増殖炉建設事業を公に批判したクラウゼ(Hans Walter Krause)は,従業員代表委員であるがゆえに解雇を免れていた(Jungk 1977:118-119;Mohr 2001:88)。

1983 年 3 月, KFA の従業員代表委員と使用者は,施設防衛措置の導入が,第三者の妨害行為の排除に必要だと認める一方,科学研究を過度に阻害しないよう最小限に保たれねばならないという点で一致したが,その後も KFA の従業員代表委員は保安措置に反対する活動を続けた(Mohr 2001:169-170)。

事業者も官庁の保安命令に納得してはいなかった。1980 年代初めには、警備員を拳銃で武装するよう求めたバーデン・ヴュルテンベルク州労働省の命令に抗して、ネッカーヴェストハイム原発の事業者 GKN が訴訟を起こした。GKN の経営陣は1982 年、施設防衛業務には武装の必要がないというシュトゥットガルト行政裁判所の判決を勝ち取った。被告側行政庁は上訴審でこの判決の取り消しを求めた(Mohr 2001:172)

1987年5月末,「原子力施設における核燃料物質の輸送と利用の従事者に対する身元審査指針」が公表され,各州政府の慣行が統一された。この指針によると,求職者は雇用される前に,自らと友人や知人,および親族の履歴を「自発的に」明らかにすることに同意を求められる。提出された身上調書は憲法擁護官庁が審査し,懸念がある場合は(理由抜きに)その事実のみを伝える。それに基づき,機密保持ないし身元審査の担当者が決定を下す。また求職者の雇用時のみならず,全従業員に少なくとも5年ごとに,警察や情報機関の複数のデータベースを横断する統合調査が行われることになった。使用者は,官庁による身元審査とは独立に,雇用者を一定の方法で継続的に調査することが求められた。この指針に反対する署名をKFAの従業員代表委員たちは1988年1月,約2600名の従業員家族から集めた。KFAの使用者も新方式の身元審査に抵抗したが,1989年12月末,その実施を義務づけられた(Mohr 2001:279-283)。

KFA の従業員代表委員は, 1988 年夏には法律専門家の支援を仰ぎ, その結果, 身元審査は基

本的人権への重大な干渉であり、違憲とする鑑定書の提出を受け、1989年3月には緑の党の支援により、ボンで記者会見を行っている(Mohr 2001:285)。

その間,カールスルーエ再処理工場(WAK)の事業者が1984年,運転継続の認可条件として,事業所および外部の人員に対する身元審査の強化を官庁から命じられたことに対し、従業員代表委員が共同決定権への侵害だとして訴訟に踏み切った。しかし連邦労働裁判所は1988年5月26日,行政命令は労使交渉では変更できないと判断した。

また 1985 年 10 月, ネッカーヴェストハイム原発 2 号機の従業員代表委員が、警備員の銃による武装に反対してシュトゥットガルト行政裁判所に提訴し、第一審で勝訴したものの、連邦行政裁判所に退けられた(1989 年 1 月 19 日判決)。その間、1986 年 4 月 8 日、連邦内務省と各州の原子力監督官庁は、「安全カテゴリー I の原子力施設の認可および監督手続きにおける施設防衛任務に関する指針と施設防衛担当者に対する指針」の統一化に合意した。この中で従業員は、警察の介入までの間、攪乱者に対して抵抗することが契約上義務づけられ、その手段の例として銃器の使用が挙げられていた(Mohr 2001:287-289)。

KFA の従業員代表委員が 1980 年代末に身元審査と警備員の武装に反対して起こした訴訟も完敗に終わる (労働裁判所の 1991 年 7 月 9 日判決)。1992 年 7 月 9 日には、警備員の武装に関する認可行政庁の命令を不服とした行政訴訟でも KFA の従業員代表委員による訴えは、連邦行政裁判所によって退けられた (Mohr 2001: 344-345)。

#### (3) 派遣労働

ユンクのルポは、ラ・アーグ再処理工場の派遣労働者が自嘲的に使った「放射能の餌食」 (Strahlenfutter)という語を紹介しているが、これは戦時に犬死させられる兵士を指す「砲撃の餌食」(Kanonenfutter)という語をもじったものである。

派遣労働の利用が原子力商業利用においては不可避だという議論は、1970年代初めから西ドイツの原子力業界の間に浸透しており、専門文献の中では事業者が、放射線量の負担を正規従業員から「外部人員」へ移すことの意義を、臆面もなく語っていた。1973年に BMFT が TÜV ラインラント支部に委託した「ボーア研究」 は、その代表例である。この 600 頁にわたる研究は、原発における様々な労働現場の個別作業を詳細に観察し、労働者へのインタビューやアンケートも行ったものであり、「原子力発電所における人間的要素」と題して 1978年 10 月、BMI から刊行された(Mohr 2001:94)。

ボーア研究は原発労働の根本問題として放射能の存在を挙げている。「放射線の影響によって(略),最も単純な作業でさえも問題になる。その理由は、空間が接近不可能になるか、限られた時間の圧力や極度に邪魔になる防護措置(略)の下で作業しなくてはならなくなるからである」。このため「多くの作業で作業手段や労働編成に関する即興的改善が不可欠」となる。しかしそのことは、特に未熟練の人員にとって、防護措置や放射線管理が遵守されなくなる危険性をはらんでいる。にもかかわらず(あるいはだからこそ)、ボーア研究は、現場にとどまって指

揮監督を担当する正社員の被曝線量を抑えるため、大量の「外部人員」(Fremdpersonal)の投入が不可避だと結論づける。同時に、原子力施設での事故の35%以上は「人為的誤謬」に由来するというやや疑わしい結論を出しているが、この結論は後に、「危険要素」と見なされた人間行動上の過ちの源を取り除くための労働者への監視や身元審査、および資格証明に関する連邦内務省の指針へとつながっていく(Mohr 2001:98、103、105-106)。

原子力施設での肉体的負担の大きい労働は、大部分が未熟練の、しばしば労働協約外の賃金に基づく派遣労働者が担っており、出力運転の間は保守作業時の全労働時間の20~30%、毎年の定期点検時の長い停止期間には50~75%を担う。特に定検時のピークには大量の労働力を必要とするため、ボーア研究は、「外部人員の完全な放棄は、処理すべき作業量に照らして考えられない」と結論づけた。派遣労働者は、具体的には改修工事や燃料交換、溶接継ぎ目の点検、原子炉建屋の放射化した塗装膜の削り落し、圧力容器の下の水溜の洗浄、施設の摩耗した部品の交換、事故後の大がかりな除染など、極度に高い放射線量下での作業を行う。検査や停止の期間にこそ、労働者の被曝線量が増大するのである(で)。

制度的次元では1977年4月1日に発効した改正放射線防護令が、派遣労働に関する規定を初めて設け、派遣会社に特別の認可を義務づけるとともに、いわゆる渡り労働者にも医療的監視を行う余地を開いた。それまでの防護令では、労働者の個人線量の測定・申告・登録システムが、複数の州の外部施設に人員を派遣する企業には適用されていなかった。また事業所内の労災保険組合(Berufsgenossenschaft)の主張する「自主規制」は、一般的に遵守されていなかった。新防護令は、州の営業監督署が管理する放射線手帳への登録を派遣労働者にも義務づけたが、やがて一連の労働災害により、放射線手帳が歪曲されうることが、明らかになる。

運転を開始する原子力施設の増加や老朽化に伴う放射化増大に伴い,派遣労働は年々増加し,短期間に必要な人数を確保するため,国外からも労働者がかき集められた。連邦の統計で「外部人員」として把握されていた派遣労働者の数は,1967年の448人から1975年の3291人,1980年の12135人,1985年の19319人,1990年頃には28229人へと増加した。1977年の放射線防護令20a条に基づき,職業被曝を受ける人員の使用認可を地元の営業監督署から受ける会社の数も増加した(Mohr 2001:304-306)。

1977年以降,市民団体や批判的科学者,緑の党,およびメディアは,原子力産業によって宣伝されていた「安全」で「清潔」な職場や高度に熟練した白い作業着の専門労働者というイメージに反駁するため,派遣労働の問題を再三取り上げるようになり,1980年代初めには,この問題に関する報道や議会での質問・議論も増えた(Mohr 2001:308)。

ただし派遣労働者は、労組への組織化が容易ではなく、労働条件への影響力行使のための手段が制度的に保障されていない。労働条件の問題を公表すれば、解雇される危険性もあった。また、派遣労働は移動や一過性・細分化を特徴とするため、従業員代表委員や労組所属の従業員が作るような公表可能な書類を作らない。このため派遣労働者は匿名を条件に発言することが多く、司法や政治の場での証拠採用を困難にした。

こうした背景から 1980 年代半ば、作家のギュンター・ヴァルラフ (原著 1985 年、邦訳 1987)は、当初は自ら派遣労働者として原子力施設で働くことを考えたが、結局、間接情報に基づいて原発派遣労働の実態を執筆し、西ドイツの外国人労働者の置かれた不安定な状況に関する有名なルポルタージュ、『最底辺』に盛り込んだ(Mohr 2001:310-311,314)。

1984 年 12 月, フランクフルト市議会緑の党会派は, 同市内の派遣会社から近郊のハーナウ市 (ヘッセン州) の核燃料企業アルケムに斡旋された有期雇用労働者, ミヒェル (Herbert Michel) の労働災害を公表した。彼の業務は鉛とゴムでできた手袋の埋め込まれた防護壁 (グローブボックス) の後ろでプルトニウムのタブレットを挽いて粉々にし, 鉛の容器に詰め, バンカー (貯蔵庫) に運び込み, 手が空いたときは鉛の箱を洗浄することだった。1984 年 10 月 8 日, 右の手袋に穴が開き, 右手と体の右側の被曝が判明した。カールスルーエ原子力研究所による検査の結果, 血中にプルトニウムが検出された。ミヒェルの職業病認定申請は, 汚染が本来的な意味の発病ではなく, 被曝にすぎないという理由で却下された。

この労働災害について地元の DGB マイン・キンツィヒ郡支部は 1985 年 1 月初め,意見書を作成し,「営業監督と労災保険組合による管理は非常に厳格なので,従業員の健康への危険は全く生じない。アルケムにおける派遣労働者の場合も放射線の効果は小さいので健康障害は予想されない。従って DGB は緑の党が要求するハーナウ事業所の閉鎖に反対である」と主張した。しかし核燃料生産に投入される派遣労働者の割合がアルケムや RBU で 4 %未満にすぎないとする会社広報部の申告に反して,1983 年事業年度は約 17%だったことをフランクフルター・ルントシャウ (FR)紙が調査に基づいて発表すると<sup>(8)</sup>,地元の DGB 郡支部は 4 月,従業員代表委員会の支持を受け,ハーナウの原子力企業における派遣労働の一般的な禁止を求める決議を採択した(Mohr 2001:316-319)。後にヘッセン州議会の調査委員会に対する監督官庁の局長の証言によると(1990 年 6 月 5 日の議事録),ハーナウの原子力企業における派遣労働者の割合は,1984~88 年について実際にはもっと高く,最大で 30%だったことが明らかとなる。

トルコ人派遣労働者デミリシ (Necati Demirci) の被曝事故も論議を呼んだ。彼は 1983 年から 1987 年までヘッセン州ハーナウ (アルケム) と、州境を挟んで隣接するバイエルン州カールシュタイン (アシャッフェンブルク郡) の核燃料工場で働いた。彼は下請け会社の洗浄労働者として、特別の防護装備もなく、放射線教育も受けずに放射線量の高い区画に投入された。FR 紙 (1990 年 2 月 21 日) の報道によると、彼はカールシュタイン工場で「放射能で汚染されたヘドロの中に 1 メートルの深さまで入り、それを上の容器に運び入れた」(\*)。 1987 年 2 月初め、KWUのプレス・リリースは、1985 年 10 月から 1986 年 4 月までの期間に同工場の排水処理施設で改装工事が行われた際、容器から放射能汚染水が漏れ出し、デミリシを含む清掃人たちが被曝したことを公表した。後に 130 人の汚染が確認された。デミリシもすぐに医療処置を受けたが、彼の放射線手帳は使用者によって操作された疑いがあることをバイエルン州議会の緑の党議員ヴァイス(Armin Weiss)とシェール(Christine Scheel)が 1989 年 7 月に指摘したが、実証されず、検察の捜査対象にはならなかった。数か月のうちにデミリシは働けなくなり、医

師から肺がんと診断された。1989年5月,彼は放射線被曝による傷害と放射線防護令違反のかどでアルケムと KWU を告発した。6月,デミリシの事件は ARD のテレビ・ドキュメンタリー番組「プルトニウムによる死を追及する」で取り上げられた(Mohr 2001:320-321)。

その後は「鑑定書の応酬」が起きた。マールプルク大学のクーニとブレーメン大学の物理学者シュミッツ=フォイアーハーケ(Inge Schmitz-Feuerhake)は、別々にハーナウ(ヘッセン州)の検事局と労災保険組合に提出した鑑定書の中で、デミリシの肺がんの原因を作業時の被曝に帰した。しかしハーナウの検事局から告訴を移管されていたアシャッフェンブルク(バイエルン州)の検事局は1990年4月、健康被害との因果関係を否定する連邦保健庁の鑑定書の方を採用し、捜査停止を命じた。しかしバイエルン州政府は1990年7月23日、カールシュタインの施設で事故発生時、「放射線防護措置の監視が当該労働において不十分だった」と認定した。またヘッセン州環境省は1989年6月、州内の原子力施設における派遣労働の禁止を命じ、外国人労働者には通訳立ち会いの下で放射線防護教育を行うことになった。これに対し、1990年6月13日のヘッセン州議会での審議でSPDと緑の党の両会派は、派遣会社が形だけの自社正社員を派遣する可能性や、他州で認可を受けた会社への監督が十分確保できないなどの理由から、依然として派遣労働者の放射線防護が保障されないと批判した。連邦環境省は1989年、放射線防護令の改定において、新しい放射線手帳の標準化と、乱用防止のための中央登録制導入を決めた。

しかし労災保険組合は、見舞金と廃疾年金の支払いを求めるデミリシの要求を拒否し続けた。 DGB の労働保護専門家コンスタンティ(Reinhard Konstanty)によると、使用者によって資金が拠出されている労災保険組合は労災補償認定に消極的であり、1984 年には同組合に届け出があった 26 件の放射線事故のうち、わずか 3 件にしか年金支払いを認めなかった。デミリシは 1995 年夏、イスタンブールで 48 歳の年齢で肺がんのため亡くなった。癌の原因は特定されないままだった(Mohr 2001:322-324)。

DGB は 1977 年 1 月 31 日の原子力利用に関する意見表明の中で、「外部人員の被曝に対する規制の改善」を提唱しており、同じ表現は 1978 年 5 月の DGB 連邦大会で採択された執行部動議にも見られる。しかし派遣労働問題を改善しようとする活動は、従業員代表委員会と労組いずれにおいても発展しなかった(Mohr 2001:325)。

#### 4. 脱原発への転換

1980年代前半、労組内では原子力批判論が静かに拡大した。

商業銀行保険労組(HBV)は、1980年の大会で初めて原子力に関する動議を討議しており、 提出された 16 の動議のうち 9 つは明確に原子力を批判し、特に青年部やバーデン・ヴュルテン ベルク、ヘッセン、ハンブルクの各州支部は急進的だった。

IGD は 1977 年大会で初めて原子力について討議した。原子力にやや肯定的なラインラント・

プファルツ・ザール支部からの動議に基づく決議案が修正の上、採択されたのに対し、青年部の動議はドイツの原発でそれまでに起きた事故だけで脱原子力の十分な理由になると主張した。原子力の賛否とは別に、どの動議も原子力を共同決定と社会全体によって制御することを重視していた。続いて IGD の 1980 年大会では、ともに原子力に否定的な二つの動議が提出された。青年部の急進的な動議は、原発の通常運転時の放射能放出や、原子力利用に伴う雇用削減、および核廃棄物の最終処分問題の未解決などを理由に、全原発の閉鎖を要求した。これに対し大会で修正の上、採択されたのは、安全性が確認されるまでの原発の建設・運転の中断を求めたノルトライン・ヴェストファーレン州支部の動議だった(Jahn 1993: 258-260)。

GEW も 1977 年大会で原子力に関する二つの動議を検討した。原子力に否定的な動議の方は,経済成長と雇用の連関を否定し,原発の通常運転時に放出される放射能による幼児死亡率や発がん・遺伝子損傷のリスク増大,核廃棄物を考慮した場合の原子力の費用の高さを指摘し,警察や連邦国境警備隊による民主的権利の侵害を主張した。しかし大会は,DGB に 1977 年の原子力に関する立場の見直しを求めただけの動議を採択した。これに対し 1980 年の GEW 大会では,ハンブルク,ベルリン,バイエルン,およびブレーメンの各州支部から,どれも原子力にきわめて否定的な動議が出され,急進的な動議が採択された(Jahn 1993:261)。

大きな労組でも変化は起きていた。IGM の 1980 年の大会では、KWU のミュルハイム事業所の従業員代表委員からの動議が、経済成長と生活水準向上を安いエネルギーがもたらすと主張したのに対し、青年部の動議は保安措置が民主的自由を脅かしていると指摘した。TMI(スリーマイル島)原発事故と第二次石油危機の余波の中で採択された決議は、代替・再生可能エネルギーの重視への転換を求めつつも、原子力産業による雇用を評価した(Jahn 1993:248)。

また IGCPK は 1980 年大会で初めて原子力について討議した。ここでも青年部の動議は、原子力が安全上のリスクや警察国家につながるという議論を展開したほか、省エネルギーが雇用を増やすと指摘し、原子力研究開発の莫大な費用が代替エネルギー技術の開発を阻害すると主張した。しかし原子力に肯定的な動議が執行部に採用された(Jahn 1993: 252)。

1979 年 3 月の米国 TMI 原発事故を経た ÖTV の大会 (1980 年 6 月 8 日~14 日,西ベルリン)では、州支部の多くとは対照的に、郡支部からの動議の大半が原子力に反対したため、原子力に肯定的な大会決議案の承認は見送られた。ÖTV の 1984 年大会 (6 月にミュンヒェン、10 月にカールスルーエで続開大会)では、ラインラント・プファルツ州支部を除く全ての州支部からの動議が原子力を否定的に評価した(Jahn 1993:254-255)。

1982年のDGB 定期大会では、原子力を肯定したDGB 執行部動議が採択されたのに対し、青年部の動議は原子力が将来世代を脅かすと主張した。決定的な転換はチェルノブイリ原発事故後の1986年5月25~31日にハンブルクで開かれたDGB 大会で起きた。2月の段階で執行部は、「原子力は必要な規模で拡大すべきである」とする動議を準備していた。しかし原発事故に反応して、IGM やÖTV、IGCPK、およびIGBE のエネルギー専門家たちが再検討した結果、時期は不特定ながら「できるだけ早期の」脱原発を要求する動議が作成され、大会での議論を

踏まえた修正の上, 最終的に採択された (Jahn 1993: 244-246; Mohr 2001: 218-219)。

SPD 執行部も 1986 年 5 月末,元連邦研究技術相ハウフを議長とし,「原子力なきエネルギーの安定供給への移行」を検討する委員会を設置した。これに対し,原子力施設の従業員代表委員たちは,SPD への支持を撤回するという脅しをかけた。SPD 党員であると同時に IGM 組合員でもあった AKE 会長ゾルタウ(Brüne Soltau)は,10 月に控えていた州議会選挙でバイエルンの SPD を支持しないことを表明した。

7月11日には、再びドルトムントで従業員代表委員会議が開かれ、原子力関係企業100社以上から950人以上が集まった。この会議の報告者には、VEW社長やCDU所属の連邦環境相ヴァルマン(Walter Wallmann)が含まれていた。参加した従業員代表委員の間からは、DGBやÖTVとは別の利益代表組織の結成を求める声が公然と出たが、これには主催者のVEW全社従業員代表委員会長が「『黄色組合』の設立は考えるべきでない」と釘を刺した。この会議では、WAK再処理工場や、KWU、高温ガス炉、インターアトムの従業員代表委員たちが、一部はSPD党員でもあることを明らかにしながら、SPDの脱原子力路線を激しく非難した。ただ1977年とは異なり、労組の幹部たちはこの会議からは距離を置いた(Mohr 2001:222-225)。

1986 年 8 月 11 日,ハウフ委員会は 10 年以内の脱原子力を求める報告書(10) を起草し,これは 8 月 25~29 日のニュルンベルクでの SPD 連邦党大会で圧倒的多数 (反対 2 票) で採択された。 ÖTV と IGCPK(ラッペ)の各議長や,ハウフ委員会に出席していた IGBE 議長マイヤー (Heinz-Werner Meyer) も,党員として賛成票を投じざるをえなかった。

DGB が 1988 年まで発行していた週刊新聞, Welt der Arbeit (1986 年 9 月 18 日号) が ÖTV 中央執行部を通じて行ったアンケート調査によると, DGB の脱原子力決議の後, 原子力施設の 労組員が若干減少しており, ÖTV はビブリスで 12%(250 人中 30 人), グントレミンゲンで約 200 人のうち 35~40 人, グローンデの各原発で 80 人中 6 人, ハム・ユーントロップの高温ガス 炉で 80 人の労組員のうち 40 人を失っていた。 IGM からはブルンズビュッテル原発で 93 人中 30 人が, また IGCPK からはハーナウの原子力工場で 634 人のうち約 80 人が脱退していた (Mohr 2001: 226-228)。 ただ減少は小幅だったといえる。

DGB の脱原子力決議に対する主要単産の反応を概観したい。IGM はチェルノブイリ原発事故後,脱原子力の姿勢を明確にした。IGM は多様な金属関連産業を組織領域としていたが,鉄鋼や自動車産業の比重が高かった。特に鉄鋼部門では労働・生産過程に対して,他の産業よりも大きな共同決定権を獲得していた。1986 年から 1987 年にかけて,鋳物工の幾つかの労組は,原子力鉄くずの溶融を拒否した。また発電所建設や電機産業の部門では,原子力関連だけでなく,太陽光発電所も含む様々なエネルギー生産施設の建設にも従事していたため,IGM は,原子力についてかなり柔軟な態度を持つことが可能になったとも指摘される(Mohr 2001:37)。DGB 執行部の約半数を占める IGM の影響力は強かった。

1986 年 10 月  $19\sim25$  日の IGM 大会 (ハンブルク) には,新しく IGM 議長に選ばれたシュタインキューラー (Franz Steinkühler) が,原子力の拡大につぎ込まれてきた数十億もの資金を

代替エネルギー源の開発に向けるべきだと述べ、ドイツにはもはや原子力拡大を支持する多数派はなく、雇用者の利益を本当に擁護しようとする者は、現実的な脱原子力についてのあらゆる提案と構想に心を開かねばならないと訴えた(Mohr 2001:233)。

IGBE は、鉱山労働者の地域的集中に基づく安定した政治力を持っていた。1960年代の石炭危機を通じて国家と IGBE, およびエネルギー供給企業との間に密接な連携が生まれた。多くの鉱山の閉鎖にもかかわらず、賃労働者の解雇は阻止され、大半の鉱山労働者は純賃金の9割を保証された上で、50歳での早期退職を選ぶことができた。このような既得権を守るため、年金生活者を多く含むこの労組は、エネルギー政策の現状維持を強く志向するようになった。石炭業界と原子力業界は、潜在的には競合関係にあったが、環境運動を共通の敵として休戦協定を結んだ。1980年に当時の SPD・FDP 連邦政府の強い圧力の下、鉱山企業と電力大手は、国内炭鉱へのテコ入れとして、電力生産に利用する国産石炭の量を 1995年まで大幅に増やす「世紀の契約」を締結していた。以来、IGBE は電力用石炭利用補助金と引き換えに原子力支持の態度を維持した。1987年9月11日にエッセンで開かれた IGBE大会でも議長マイヤー(1990年からDGB議長)は石炭利用補助金の延長を主張するとともに、DGBの脱原子力決議を有効としながらも早期の脱原子力には否定的な態度を示した(Mohr 2001:42、145、234-237)。国内外の石炭価格の差を埋めるための石炭税(Kohlepfennig)や他の石炭向け補助金の総額は 1989年までに年約 100億 DM に跳ね上がり、批判を招いた。連邦憲法裁判所は 1994年 10月 11日、石炭税を憲法違反とする決定を下した(Mohr 2001:349、358)。

建設土石材産業労組 (IGBSE) は発電所建屋建設に従事する労働者を抱えていたが、原子力施設の大型建設事業が途絶えると、原子力論争は重要性を失った (Mohr 2001:43)。

IGCPK は、ウラン濃縮や核燃料加工、使用済み核燃料の再処理、最終処分など、化学的処理を伴う核燃料サイクル部門が組織領域に入る。化学産業は西ドイツ経済の高生産性・国際競争力のある中核に位置し、電力や石油、および石炭を大量に消費するため、IGCPK も有利な電気料金に強い関心を持っていた。第一次石油危機後、当時の IGCPK 議長は VEBA 社 (ブロックドルフ原発の事業主体、NWK 社の親会社プロイセンエレクトラ社の持ち株会社)の監督役会の副会長としての活動を通して経営陣と緊密な関係を築いた。1982 年に議長に就任した後任のラッペ(Hermann Rappe)は「産業社会」を無条件に信奉し、原子力を強く支持した。この業界の全従業員の3分の2は、1980年代にはバイエル、BASF、ヘキストを含む8つの寡占企業に雇用され、高い手当や企業福祉を保障されていた。賃金交渉は、労使協調志向の強い従業員代表委員会が妥結したものをIGCPKが追認してきた。ラッペは脱原子力(Ausstieg)ではなく原子力からの一時的「乗り換え」(Umstieg)を唱えた(Mohr 2001:39-41、201、237-238)。

IGCPK は組合員数も微増し、1990年には67万6千人で過去最大に達した。ハーナウの核燃料企業が1987年の一連の不祥事発覚後(\*\*)にジーメンス傘下に再編され、IGMの管轄領域に入った後、IGCPKにとっての原子力産業の重要性は低下したが、議長ラッペは、IGMとは対照的な労使協調路線の延長線上に原子力企業との協調を位置づけて重視し続けた(Mohr 2001:

350)。

1988年9月のIGCPK大会(カールスルーエ、ハノーファー)では、12の動議が出され、うち幾つかは明確に原子力を拒絶した。ハーナウの核燃料企業の労組が提案した3つの動議のうち、1つは段階的な脱原子力を要求し、他の2つの動議は、高速増殖炉と再処理工場は不要とし、核燃料企業不祥事の徹底捜査を求めたが、核燃料工場の早期の閉鎖は否定した。またシュヴァンドルフの労組は、できるだけ早期の脱原子力を要求し、地元のヴァッカースドルフ再処理工場建設をめぐる紛争が内戦に近い衝突に発展したことが、警察国家的状況の証明になると主張した。これに対し、執行部の動議は、原子力からの「乗り換え」論を展開し、ドイツ経済にとっての安いエネルギー価格の重要性を強調し、核融合開発を例に、今のところ原子力技術の放棄は実現不可能と結論づけた。にもかかわらず、「我々が今日知っている形態での」(gegenwärtiger Prägung)原子力からの段階的撤退を支持するという表現をとり、高速増殖炉と再処理工場には反対を表明した(Jahn 1993:252-253)。

しかし 1988 年 9 月の IGCPK 大会が採択した動議は、産業界や労組、州、自治体の代表が参 加するエネルギー円卓会議の招集も要求していた。ラッペは 1990 年夏, SPD と緑の党の「赤緑」 連立政権がニーダーザクセン州で誕生したのを受け、VEBA 社長ピルツ(Klaus Piltz)と州首 相ゲアハルトシュレーダーとの非公式会合を仲介した。その結果, 1991年5月, 州と VEBA が 共同でニーダーザクセン・エネルギー公社を発足させ、省エネ技術や代替エネルギーを推進す ることになった (Mohr 2001:351-352)。さらに上記の非公式会合の結果,『ラッペ・ペーパー』 と呼ばれる3頁の文書が作成され,1992年9月末に連邦首相に提出された(12)。これを受け,連 邦首相コール(CDU)は 1992 年 10 月,原子力に関する超党派の合意を模索する対話の実施を エネルギー業界に提案する。これに応じて11月、VEBAとRWE(ドイツ最大の電力会社)の 両社社長はコールに書簡を送り、「原子力を将来の長期的なエネルギーの選択肢の一つとして残 すこと」を前提に、脱原子力の合意が可能との印象を受けたと指摘し、「連邦と州の政権を担当 する政党の代表者をこの会合に招聘|することを首相に求めた。その結果1993年3月,連邦与 党(CDU/CSU,FDP)や原子力に利害関係を持つ主要な州政府与党(連邦では野党の SPD と 緑の党)、および財界・電力業界・労働界・環境 NGO で構成する「エネルギー・コンセンサス 会議」がボンで開催され、後に決裂はしたものの脱原子力をめぐる初の条件交渉が行われた(本 田 2014)。これは後の連邦の「赤緑 | 政権 (シューレーダー連邦首相) と電力業界の脱原子力交 渉(2000年6月に合意)の伏線となった。

原子力論争で最も激しい内部対立に直面したのは ÖTV だった。ÖTV 中央執行部は,1986 年 6 月,「原子力放棄の従業員に対する経済的・社会的帰結と条件」を調査する委員会の設置を決めたが,今や少数派に陥っていた原子力推進派が主要部分を占めた。チェルノブイリ事故のソ連での最初の犠牲者には消防士が含まれていたが,原発事故が起きれば被曝のリスクを負う消防士や看護婦の組合員は,委員に選ばれなかった。1987 年 7 月に公表された委員会報告書は,脱原子力の具体的な時期設定を避け,脱原子力に向けて克服すべき検討課題を列挙するととも

に、次世紀までのエネルギー供給の基本条件を政党党首や州首相、労組や経済界のトップの合意と、連邦の両院の「幅広い多数派」の合意で決めることを要求した(Mohr 2001:238-241)。 ハンブルクで 1988 年 6 月 18 日から 24 日にかけて開かれた ÖTV 大会では 2 つの動議を除く全ての動議が原子力に否定的だった。即時脱原子力を要求するヴィースバーデン郡からの動議は、原子力事故が途上国の生存機会を脅かし、悪影響はドイツにも及ぶこと、廃棄物の処理を考慮すると原子力が最もコストの高い発電方法であること、むしろ脱原子力の方が雇用を生み出し、途上国の労働条件の改善にもつながることを強調した(Jahn 1993:256)。「原子力発電は原則として限定された期間においてはまだ責任が持てる」という中央執行部の提案は承認を得られず、代わりに「原子力発電における比率は制限し、段階的に削減すべきである」という文言の決議が通った(Mohr 2001:246)。

また IGD は 1986 年 10 月の大会で、いずれも原子力にきわめて否定的な 6 つの動議を討議した。GEW の 1986 年 11 月の大会で採択されたベルリン支部提案の動議は、平和利用や安全性を疑問視し、段階的な脱原子力を要求した。さらに HBV は 1988 年  $10\sim11$  月の大会で、即時脱原子力を要求する動議を採択した(Jahn 1993:259-261)。

ドイツ鉄道労組 (GdED) は当初,原子力への問題意識に欠けていたが,チェルノブイリ事故後,東ドイツとの国境で貨物列車と旅客列車の発車手続きに従事した鉄道労働者が,十分な測定器具も放射線防護措置も備えていなかったことから,脱原子力に転換した。GdED は 1986 年6月19日,原子力輸送法規の厳格化とドイツ連邦鉄道 (DB) のネッカーヴェストハイム原発への出資からの撤退を主張するとともに,放射能にさらされる危険のある車両の発車手続きを良心的理由から拒否する鉄道員の意思を尊重することを保証した。

GdED の諮問委員会(Beirat)の会合(1986 年 7 月 7 日,シュトゥットガルト)にはロベルト・ユンクも招かれ、「原子力なき未来」について講演した。この会議で採択された決議は、放射性貨物の輸送とネッカーヴェストハイム原発 1 号機からの電力購入の中止や、建設中だった2 号機からの電力引き受け方針の撤回を DB に求めた。GdED 議長ハール(Ernst Haar)は1988年1月、「鉄道用電力への DB の支出はこの5年間で20%も増加したが、電力消費は増えていない」とし、「路線の廃止や列車の減車、改札の閉鎖を進めながら、DB が疑わしい原発にますます金をつぎ込む」ことを批判した(Mohr 2001: 275-276)。

また GdED はダルムシュタットのエコ研究所に「原子力輸送における鉄道員の放射線防護問題」と題する研究を委託した。これに基づき 1988 年 5 月 4 日,GdED は連邦環境相テプファー (Klaus Töpfer)との会合において,「放射線に対する鉄道員の防護が改善される限りで,連邦大臣の新しい原子力輸送体系規制案に同意する」と伝えた。GdED は,DB 執行役会とも鉄道員の労働保護の改善について交渉を続けた。

1988 年 11 月には、ドイツの労組幹部としては初めて、GdED 執行部員が反原発全国集会に公式に招かれた。ただし「原子力輸送を阻止しよう」をスローガンに 300 人が参加したこの反原発集会で彼は、GdED の立場が中期的な脱原子力と、原子力輸送の即時停止ではなく大幅削減

だと説明し、抗議行動の過激な形態(線路の電柱の切り倒しや、切り倒した樹木を線路に置く といった行動)にも苦言を呈した。彼の発言は、西ドイツの労組の行動原理が直接行動ではな く、官庁や経営陣との持続的な交渉を志向していることを示していた。

GdED はまた DB の中央管理部と「個人線量比較測定」プログラムに関する協定を結んだ。この協定は、1989 年 12 月から 1990 年 5 月までの間、各地の操車場で官庁によって性能が確認された測定器を鉄道労働者に配布することを規定し、個人線量の測定結果は当事者と労組に通知されることになった。GdED はさらに 1992 年、エコ研究所に委託した「放射性物質の鉄道輸送における事故のリスク分析に関する概括調査」を連邦鉄道執行部に提示し、対策についての考えを問うた。1994 年 7 月に試みられたゴアレーベン中間貯蔵施設へのキャスター(高レベル放射性物質輸送容器)の初輸送に関連して、1996 年 11 月の GdED 代議員大会はドイツ鉄道(1994 年に東西両ドイツの鉄道会社が合併して発足)に対し、乗客や鉄道員の安全確保の不備を理由に、これ以上のキャスター輸送の中止を求めた(Mohr 2001: 277-279、361)。

警察労組(GdP)も組合員が核廃棄物輸送の際に抗議行動の抑止と鎮圧に投入されるため、 放射線防護問題に直面していた。GdP は 1997 年春のゴアレーベンへの第 3 回輸送の前に内務 大臣会議の議長に対し、輸送容器から出る中性子線による危険に関する従来の規制値への疑義 を伝え、輸送を延期させた(Mohr 2001:362)。

チェルノブイリに続いて労働界における原子力推進派の基盤を掘り崩したのは、激しい反対運動に直面していたバイエルン州ヴァッカースドルフでの再処理工場の建設中止である。反対行動には地元の労組が加わっており、IGCPK内でも1988年3月、地元シュヴァンドルフ郡支局の代議員集会が脱原子力を決議していた。DGBも1988年夏の聴聞会に向け、大規模抗議行動に賛同した。これに対し、推進派のAKEは7月初め、現地での原子力推進デモを主催し、原発や関連企業の2000人の従業員代表委員が参加した。しかし1989年4月、電力業界が建設中止を発表するとまもなく、AKEは会報誌の発行を停止した。電力会社からの資金供給が停止されたためと推察される(Mohr 2001: 293、295)。

しかし労働界における論争は続いた。1990年代初め、IGMのザルツギッター支局と、当地のVW(フォルクスヴァーゲン)自動車工場従業員の大多数は、閉山した鉄鉱山コンラート抗(ニーダーザクセン州)を低中レベル放射性廃棄物処分場にする計画への反対運動に参加し、自動車工場での集約分だけで4500人の反対署名を集めた。自動車工場の従業員は、恒常的な低線量被曝や、全ての輸送が工場のそばを通ることによる汚染を懸念した。これに対し、IGBE 議長ベルガー(Hans Berger)とIGCPK 議長ラッペは、1992年10月2日の共同声明の中で、コンラート抗での最終処分場計画の推進を主張した(Mohr 2001:329)。IGCPKとIGBEは1997年に合併し、鉱山化学エネルギー産業労組(IGBCE)となった。

ÖTV は 2001 年, IGD や HBV, DAG などとともに, 合同サービス産業労組 (verdi) を結成した。2005 年 10 月末, CDU と SPD の大連立政権の成立を前にして, ver.di 議長ブシルスケ (Frank Bsirske) と IGBCE 議長シュモルト (Hubertus Schmoldt) は 4 大電力企業とともに,

「エネルギー・環境政策にはもっと現実主義が必要である」と題する共同文書を発表し、原発の運転継続や気候変動防止措置撤回、最終処分場予定地ゴアレーベン岩塩鉱の試掘再開を要求した。シュモルトはエーオン(Eon)社(プロイセンエレクトラなどの後身)の、ブシルスケはRWEの監督役会の役員でもあった。しかし 2010 年の DGB 連邦大会では、議長が交代したIGBCE は ver.di とともに脱原子力と気候変動防止を求める決議を支持した。また IGM や建設労組は環境団体とも協働し、気候変動防止への投資拡大を政界や経済界に要求した。風車や太陽光発電、および建物のエネルギー効率改善で雇用が創出されてきたからである(13)。IGM は福島第一原発事故後、2011 年 3 月から 5 月にかけて全国的な反原発デモの共催も引き受けた。

#### 5. 労組の転換の条件

ドイツの労働界では反原発運動が台頭するまで原発問題が議論されなかった。しかし 1976 年秋以降, ブロックドルフ原発立地紛争の激化を機に, 原発の賛否で割れ始めた。原子力産業に利害関係を持つ労組のうち, 多様な産業部門の組合から構成されていた ÖTV は, 組織分裂への恐れから, 議論の決着を回避しようとする傾向が見られた。これに対し IGBE は, 石炭産業の既得権(炭鉱退職者の年金や石炭補助金)を守るために, 原子力産業との妥協を選択した。さらに IGCPK は, エネルギー多消費かつ輸出志向の化学産業において労使協調路線をとっていたため, 核燃料製造部門の比重は小さくても, 原子力推進姿勢をとった。 IGBE と IGCPK の両者は「ビジネス・ユニオン」の性格が強く, 合併して IGBSE になっている。

原発推進派の組合員はまた,従業員代表委員会や監督役会労働側役員といった企業別労使共 同決定制度によって,一定の活動基盤を与えられた。

しかし DGB においては、伝統的に急進派に属していた IGM が組合員数の 3 分の 1 以上を占め、組織率も高く、DGB 執行部の半数のポストを割り当てられていた。ジーメンス・KWU 系原発製造企業の従業員代表委員を務める IGM の組合員は原子力を強く推進したが、自動車産業など他の金属産業部門に属する組合員は原子力には固執せず、代替産業の発展に柔軟に適応した。この重要な例外が、チェルノブイリ事故後の DGB の脱原子力路線への転換にはずみを与えたのである。

また GEW や HBV, IGD, DPG といった労組は比較的早く,また GdED もチェルノブイリ 原発事故後に脱原発に転じた。

ネルキンとローガン(Logan and Nelkin 1980)は、米国で支配的なビジネス組合主義(賃上げ、雇用、労働条件など、職場での物質的利害を主に団体交渉で確保することに労組の役割を限定する路線)が原子力推進の態度と親和的であるのに対し、西欧の労働運動で1970年代末から活発化し始めた原子力批判論を社会ユニオニズム(労組の役割を社会全体の代表と位置づけ、職場や労組員の枠を越えた社会運動に関与しようとする)の伝統と関連づけている。

しかしヤーンは、ドイツとスウェーデンの労組がともに、社会的責任を標榜する参加型の労

組で、国政への影響力も強いことから、体制適応型(systemkonform; accommodationist)と活動家型・体制批判型(systemkritisch; activist)という区分を提案し、前者で生産主義路線(原子力推進)が強いのに対し、後者は「ニューポリティクス」(原子力批判)を許容しうると見ている。彼はさらに、両国の労組の大会を比較すると、全般的にドイツの労組の方が原子力に関する議論の総量が多く、幅広い論点(エネルギー産業の所有形態や、安全性、環境、民主的権利への影響)を取り上げていたのに対し(実利的な IGCPK や IGBE を除く)、スウェーデンのLO系労組は全て実利的に論じ(賃金や雇用、労働条件、国民経済、技術・エネルギー政策との関連に限定)、また TCO系労組は実利的な論じ方をするか、議論自体を回避する労組が多かったと結論づけている(Jahn 1993:136-153)。

ドイツの労働界が、連邦国家に対応した組織構造を持っていたことも、原子力批判への許容度を大きくしたと考えられる。これは特に原子力施設の立地紛争を抱えた州の地方支部から、原子力批判が先に台頭したことから見て取れる。また青年部で急進的な原子力批判が台頭したことは、新しい社会運動と共通する世代的な価値変動の影響と理解できる。

他方で産業別および統一組合原則は、労使の迎合や労組の党派分裂を抑制した。DGBの脱原子力への転換に不満を抱いた核燃料企業では、IGM や IGCPK さえも脱退し、キリスト教労組同盟 (CGB) に鞍替えする例もあったが (Mohr 2001:250,258,340)、ごく少数にすぎない。建前上、CDU・CSU支持の労組員も容認し、労働界の8割を押さえているDGBからの脱退は、DGBへの脅しとしては有効でない。また日本で珍しくない使用者側による労組分断は「黄色組合」と見なされ、拒否感が強い。

これに対し、政党との関係の方は微妙な問題を含んでいる。建前上の分離にもかかわらず、DGBの幹部の多くはSPDの党籍を持ち、SPD内の労組派を形成した。選挙での緑の党との競争にさらされたSPDは、増大する大卒・新中間層の党員や有権者における原発批判の浸透と、従業員代表委員会に組織された労組員たちの狭間で苦慮せざるをえなくなる。SPDの脱原発への転換は、緑の党との競争から連立への政治戦略の転換に促された面が強いが、SPD内労組派に脱原発への理解が浸透したことも背景にある。

また労組と緑の党の関係も対立だけではなかった。緑の党はユーリッヒ原子力研究所従業員団の訴訟に協力し、また本来労組が取り組むべき派遣労働者問題は州や都市の緑の党議員がメディアや市民団体とともに取り上げていた。組合活動歴(IGCPK や IGM から除名された経験など)のある緑の党議員も少なくなかった。さらに労使交渉をモデルとした政策決定の枠組み(鉄道会社と労組の交渉や、エネルギー・コンセンサス会議を化学産業労組の議長が仲介した例など)も、脱原発の交渉政治を促した。こうした意味で、労組の原発問題への取り組みや議論は脱原発の政策決定も後押ししたのである。

#### 文献

田端博邦 2007 『グローバリゼーションと労働世界の変容 —— 労使関係の国際比較』旬報社。

藤内和公 2009『ドイツの従業員代表制と法』法律文化社。

フュルステンベルク,フリードリッヒ,2000「ドイツの雇用関係」(北林英明訳)桑原靖夫,グレッグ・バンバー,ラッセル・ランズベリー編『先進諸国の雇用・労使関係 —— 国際比較:21 世紀の課題と展望 ——』日本労働研究機構:260-288。

堀田芳明 1986『世界の労働組合』日本労働協会。

本田宏 2014 「ドイツの原子力をめぐる政治過程と政策対話」『経済學研究』(北海道大学大学院経済学研究科)63(3), 2014 年 2 月:49-69。

本田宏 2016「ドイツの『原子力村』と安全規制の政治争点化(II)」『北海学園大学法学研究』52(2): 47-90。

ヴァルラフ, ギュンター1987『最底辺 —— トルコ人に変身して見た祖国・西ドイツ』(シェーンエック・マサコ訳)岩波書店。

Hatch, Michael T., 1986: Politics and Nuclear Power: Energy Policy in Western Europe. Lexington, KY: University Press of Kentucky.

Hauff, Volker, 1986: Energie-Wende. Von der Empörung zur Reform. Mit den neuesten Gutachten zum Ausstieg aus der Kernenergie. München: Knaur.

Jahn, Detlef, 1993: New Politics in Trade Unions. Applying Organization Theory to the Ecological Discourse on Nuclear Energy in Sweden and Germany. Aldershot: Dartmouth Publishing Company.

Jungk, Robert, 1977: Der Atomstaat -Vom Fortschritt in die Unmenschlichkeit. München: Kindler Verlag. (ユンク,ロベルト 1989『原子力帝国』山口祐弘訳,社会思想社)

Logan, Rebecca, and Dorothy Nelkin, 1980: "Labor and nuclear power," Environment 22 (2): 6-34. Mohr, Markus, 2001: Die Gewerkschaften und der Atomkonflikt, Münster: Westfälisches Dampfboot.

Müller-Jentsch, Walther, 1989: Basisdaten der industriellen Beziehungen. Frankfurt am Main: Campus.

Radkau, Joachim, 1983: Aufstieg und Krise der deutschen Atomwirtschaft 1945–1975. Verdrängte Alternativen in der Kerntechnik und der Ursprung der nuklearen Kontroverse. Reinbek bei Hamburg: Rowohlt Taschenbuch-Verlag.

Radkau, Joachim, and Lothar Hahn, 2013: Aufstieg und Fall der deutschen Atomwirtschaft. München: Oekom.

Schroeder, Wolfgang and Bernhard Weßels, eds., 2003: Die Gewerkschaften in Politik und Gesellschaft der Bundesrepublik Deutschland. Ein Handbuch. VS Verlag für Sozialwissenschaften.

#### 注

- (1) Vorstand は取締役会, Aufsichtsrat は監査役会と訳されたこともあるが, ここでは実態に即して 訳語を選択した。特に後者は単なる監査機能ではないことに留意されたい。
- (2) 右側は http://www.dgb.de/uber-uns/dgb-heute/mitgliederzahlen(2016年6月1日閲覧)。左側は Müller-Jentsch 1989: 67ff.①組合員数:DGBと DAG は1987年12月31日。DAG は2001年に DGB に加盟。DBBと CGB は1987年9月30日。②組織率:\*は1985年。GEWと GdP は多い方の数字を挙げた。IGMと IGBSEの1987年は概数。DGB は求職者除く被用者(abhängige Erwerbstätige)中の比率。

- (3) Spiegel Nr.51/18.12.1978: Die Pro-Lobby: "Kernkraft ja bitte"; Handelsblatt Nr.154/13.8. 1980: Bürger für Kernkraft.
- (4) Stern Nr.46/3.11.1977 and Nr.47/10.11.1977: Kernenergie. La Hague der giftige Platz der Welt.
- (5) Objektschutz という語は直訳すると「物件保護」だが、元々軍事的な文脈で重要施設を敵の攻撃から防衛することを指す語であり、本稿では「施設防衛」と訳した。
- (6) Eckart Bohr, Jochen Hennig, Wolfgang Preuß, Genoeva Thau, 1978: Menschliche Faktoren im Kernkraftwerk, zwei Bände, Köln.
- (7) 派遣労働(Leiharbeit)について、ドイツの原子力業界は「外部人員」の語を好んで用いた。同様に「線量リザーブ(Dosisreserve)」という表現も婉曲語として用いられた(Mohr 2001: 299, 301)。
- (8) FR Nr.21/25.1.1985: Leiharbeiter auch in den Brennelementefabriken.
- (9) FR Nr.44/21.2.1990: Necati Demircis Leidensweg.
- (10) Vorstand der SPD, Die Lehren aus Tschernobyl. Zwischenbericht der Kommission ,sichere Energieversorgung', Bonn, 1986; Hauff 1986.
- (11) これについては本田(2016)参照。
- (12) Spiegel Nr.50/7.12.1992: Kernenergie. Geordnetes Auslaufen.
- (L3) Schmidt, Steffen, 2010: "Doch lieber Grün als Gelb?", Neues Deuschland, 27. 8. 2010: 16 (http://www.neues-deutschland.de/artikel/178318.doch-lieber-gruen-als-gelb.html)